

欧州連合（EU）の欧州委員会、自動車大手による排ガスの浄化技術を巡る合意をカルテルと認め、製品の価格や数量ではなく、技術の導入を巡る擦り合わせが摘発対象となったのは初とみられ、専門家は「競争政策が新領域に入った」と驚く。企業が環境やデータ保護など社会的なテーマで足並みをそろえる場面も増える中、競争法独占禁止法との折り合いが難しい課題となる。

欧州委は、フォルクスワーゲン（VW）やBMW、タイムラーなど5社が定期的に合合を持ち、有害な排ガスを浄化する法令基準以上の技術があるにもかかわらず、競争の激化を避けるために利用を控えるよう合意したと認めて、総額8億7500万円（約1140億円）の制裁金を命じた。「世界をひっくり返すほ

EU競争政策 新領域に

「技術カルテル」摘発、企業シロツク



欧州では自動車メーカーによる環境技術の導入を巡っても独禁当局の厳しい目が注がれる（ドイツ国内のフォルクスワーゲンの工場）＝ロイター

どのインパクト。競争法のパラダイムシフトだ」と井上朗弁護士は指摘する。従来はカルテルの対象となるのは企業間で価格や数量を調整する行為が一般的だった。一方で今回、問題視されたのは技術の導入を巡る

各社の話し合いだ。企業側は「各社の話し合いの結果は、最終的に製品には反映していない」などと反論。実際に導入された技術も欧州の環境基準への違反はなかった。それにもかかわらず欧州委が摘発に

踏み切ったことで、環境問題への厳しい姿勢が印象づけられた。

欧州委のベステアー上級副委員長（競争政策担当）は8日「グリーンディール目標の達成を危うくするカルテル行為に対して、行動をためらわない」との声明を発表した。

ただ環境分野の取り組みは、競争法の原則とぶつかる部分もある。

競争法は、各社が自由に競つことで良い品質の製品やサービスがより安く供給されるなど消費者の利益につながるという考えが基本で、各社の擦り合わせ行為に目を光らせる。一方で環境分野では国の規制や業界団体が定めた数値基準などを目標して各社が共同歩調をとることも多い。

高宮雄介弁護士は「環境分野の取り組みに際して競争法の観点からの検討が必要になる場合も少なくない」と指摘。若林順子弁護士も「適法な協業とカルテルは紙一重な部分があり得ることを企業は認識すべきだろう」と話す。

例えば、競合するメーカー間で環境目標の達成を合意し、一斉に環境性能が低い製品の生産調整などに動いた場合などで、当局に「不当なカルテル行為」とみなされる余地が生まれる。

データ保護やサイバーセキュリティなど、競合する企業の連携が重要になる社会的なテーマは増えている。株主や消費者からESG（環境・社会・企業統治）への注目が集まる中、他社との協力関係が競争法に触れないように目配りすることも新たな課題だ。（世瀬周一郎、宮川克也）